

平成31年第3回
昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成31年3月20日

午後3時00分～午後5時03分

場所：市役所301会議室

昭島市教育委員会

○教育長（小林一己） それでは、ただいまから平成 31 年昭島市教育委員会第 3 回定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。前回の会議録署名につきましては、既に調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。

次に、教育委員会会議規則第 16 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります 2 番の紅林委員、そして 3 番の石川委員でございます。よろしく願いたします。

本日の日程は配付の資料のとおりとなっております。日程 4、教育長の報告に移ります。

本日の報告ですけれども、特に報告する案件はございませんので、恐縮ですが割愛をさせていただきたいと思っております。なお、来週の月曜日、小学校の卒業式が行われます。委員の皆様の対応方ぜひよろしくお願いいたします。

私からは以上となっております。

今回の教育委員会の名義使用承認につきましては、お手元の資料のとおり 6 件となっておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは日程 5 の議事に移ります。議案第 3 号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 議案第 3 号「昭島市教育委員会表彰被表彰者について」御提案申し上げます。

本件につきましては、昭島市教育委員会表彰規定第 8 条に基づき、昭島市教育委員会表彰審査委員会を 2 月 18 日に開催し慎重に審査をした結果、平成 30 年度昭島市教育委員会表彰被表彰候補者を教育委員会に推薦するもので、本日、被表彰者決定について御審議をいただきたいと存じます。

それでは、御説明申し上げます。議案第 3 号の資料 10 ページを御覧ください。昭島市教育委員会表彰基準がございます。ただいまから説明いたします被表彰候補者につきましては、この表彰基準に該当した方々でございます。それでは、各被表彰者の推薦調書により説明させていただきます。

まず、表彰基準第 2 条関係、児童生徒等の表彰でございます。2 ページにお戻りください。田中小学校第 4 学年、岩本芭奈さんです。表彰該当事由が、昭島市教育委員会表彰基準第 2 条第 1 号、公的機関が主催する、または後援する東京都規模以上の大会、審査会、選考会等において入賞したものでございます。東京都下水道局が主催する第 17 回小学生下水道研究レポートコンクールにおいて標語部門で最優秀賞（東京都知事賞）を受賞しました。

3 ページを御覧ください。拝島中学校第 2 学年、杉野辰磨さんです。表彰該当事由が、表彰基準第 2 条第 3 号のウ、公的機関が主催する東京都規模の大会等で上位 3 位相当の賞を得たものでございます。公益財団法人東京都陸上競技協会が主催する第 71 回東京都中学校支部対抗陸上競技選手権大会において男子 1・2 年走幅跳において第 3 位を受賞しました。

4 ページを御覧ください。瑞雲中学校第 3 学年、花岡竜さんです。表彰該当事由が、表彰基準第 2 条第 4 号でありまして、同条の前 3 号のほか、委員会が表彰するのが適当であると認めたものであります。WBC ムエタイジュニアリーグ実行

委員会が主催する第4回WBCムエタイジュニアリーグ(U-15中学生50kg未満)において優勝したものでございます。

5ページを御覧ください。フットベースボールチームのペプシダイヤモンドです。表彰該当事由が、表彰基準第2条第3号のイ、公的機関が後援する全国規模または関東規模の大会等で入賞したものでございます。市川市等が後援する第17回関東フットベースボール連盟大会において優勝したものでございます。

6ページのフットベースボールチームのディファレンスでございますが、ただいま説明しましたペプシダイヤモンドと同じ大会において第3位を受賞したものでございます。

次に、7ページを御覧ください。職員の表彰で、表彰該当事由が、表彰基準第4条第2号、昭島市教育委員会が委嘱する非常勤特別職として4年以上勤務し退職した者でございます。佐藤三男さんは、昭島市社会教育委員を1期4年にわたりお務めいただきました。長年にわたり生涯学習の振興のために貢献いただきました。

以上、簡略な説明でございますが被表彰者の決定につきまして御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第3号について説明が終わりました。本件に対する質疑等をお受けいたします。

○委員（紅林由紀子） 一つお伺いしたいのですが、このフットベースのチーム、2チーム挙がっていますが、こちらは昭島の小学生が所属しているクラブチームなのでしょうか。どこの小学校が母体とか、いろいろな話には聞きますけれど、どういったくくりになっているのか、ちょっとそこがおわかりだったら教えていただきたいなと思います。

○スポーツ振興課長（橋本博司） ただいま御質問いただきました協会の母体となりますのが、昭島市フットベースボール協会というのがございまして、各小学校区で女子生徒を対象に小学校単位でチームを持っておりまして、今回3チーム昭島市の代表として関東大会の方に出まして、そのうちの2チームが1位と3位になったものでございます。

○委員（紅林由紀子） ありがとうございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
氏井委員、いかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 特にございません。結構です。

○教育長（小林一己） 白川委員。

○委員（白川宗昭） 特にございませんけれども、岩本さん、下水道の標語をつくったと

ということですがけれども、大変短く素晴らしいなと思って、「この地球の青さを支える下水道」というんですね。東京都のほうが、虹の下水道館というところに展示されるとありますけれども、昭島でも何か、この標語をどこかに飾ってあげるといようなことは考えたらいかがなものかなと思っておりますけれども。

○教育長（小林一己） 田中小学校ではどんな考えを持っているか情報はありますか。
わかりました。今、白川委員から御意見がありましたのでちょっと学校とも調整しながら対応を考えてみたいと思います。

○委員（白川宗昭） せっかくですからいいことだと思いますので、何か対応していただければと思います。

○教育長（小林一己） 石川委員、いかがですか。

○委員（石川隆俊） 別に大した意味はないんですけども、このフットベースボールのチームでペプシダイアモンズとありますが、ペプシコーラの後援なんかもらっているわけでもないんですかね。名前があるから。

○スポーツ振興課長（橋本博司） そういうスポンサー関係にはないと聞いております。

○教育長（小林一己） よろしいですか。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
よろしいですか。それでは本件につきまして、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第3号は原案どおりに決しました。
続きまして、議案第4号「昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の説明を求めます。

○統括指導主事（長崎将幸） 議案第4号「昭島市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」御説明いたします。

本議案は、昭島市立学校の休業日及び学校評価に関する規則を改めるとともに、学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い規定を整備するために提案するものです。

具体的な改正部分につきましては、参考資料として添付してあります昭島市立学校の管理運営に関する規則、新旧対照表を御覧ください。

初めに、学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い改正した部分につきまして説明いたします。改正箇所は、第3条と第4条となります。引用条文

である学校教育法施行令第 29 条は、学期及び休業日に関する規定でございますが、一部改正により、学期及び休業日そのものについて規定する第 1 項の次に、第 2 項が追加され、その時期を適切に分散させること、いわゆるキッズウィークについて規定されました。規則第 3 条及び規則第 4 条につきましては、学期及び休業日そのものについて規定されており、キッズウィークとは関係のない条文となっておりますので、引用条文を施行令第 29 条から第 29 条の第 1 項のみを限定して引用するために改正するものであります。

次に、休業日に関する改正の趣旨について説明いたします。新学習指導要領の全面実施に向けた準備を現在行っているところでございますが、小学校においては年間の総授業時間数が増加したため、授業時間数の確保が課題となっております。今まで教育課程編成基準において、夏季休業日中に授業を実施するなどの取組を進めてまいりましたが、新学習指導要領の全面実施を控え、管理運営規則における休業日の規定の見直しを行いました。具体的には、第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 号において規定しておりました開校記念日と都民の日を削除いたしました。あわせて、第 4 条第 2 項に「前項の規定にかかわらず教育委員会が必要と認める時は、前項の休業日を変更することができる」ことを明記し、夏季休業日等を授業日とすることができることを定めました。

最後に第 10 条の 5、学校評価に関する改正の趣旨について説明いたします。今年度から学校評価の仕組みについて第三者評価を終了し、自己評価と学校関係者評価を実施する方法に変更いたしました。学校関係者評価の実施を明確にするため、学校評議員により学校関係者評価を実施すること、その結果を公表することを定めました。

以上、御審議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第 4 号について説明が終わりました。本件に対する質疑等をお受けいたします。

氏井委員いかがでしょうか。

○委員（氏井初枝） 今の御説明を伺ってよくわかりました。評価の件に関しましては、前の委員会の時に話題になったことですので結構だと思います。

○教育長（小林一己） 白川委員、いかがでしょう。

○委員（白川宗昭） これで結構だと思います。

○教育長（小林一己） 石川委員、いかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 結構です。

○教育長（小林一己） 紅林委員、よろしいですか。

○委員（紅林由紀子） 学校評価の件については具体的にどうか明確になることは、い

いのではないかと思います。そして休業日につきましては、これからの指導要領のことを考えるとこういうふうな流れになっていくのは仕方がないのかなという気持ちもありますし、今回教育課程のほうも資料を拝見しましたけれども、5月に10連休があったりとか、そういう中で授業確保ということを考えた場合は、こういうふうに形を変えていくのは当然というか、結構なんだと思います。

ただ、既に都民の日とか、結構授業をされている学校は多いと思うんですけども、そうすると都民の日って何なのかというところ、子どもたちの中でそれが記憶として残るのかというのも、ちょっと家庭でも感じておりまして、都としては都民の日ってどういう日なのか、それをメッセージとして子どもたちにどうやって伝えていくのか、どういうことを考えさせようみたいなふうに思っているのだろうかという気持ちがあるんです。開校記念日につきましては学校でそれぞれ取組をされて、今日は学校のお誕生日みたいな形で低学年ではやっていますし、それぞれの学校で取組をされていらっしゃるから、それは休業日じゃないにしても形として残っているし、気持ちとして残っていると思うんですけども、都民の日というのはどうなっていくんだろう、というのを伺いたしたいと。

○統括指導主事（長崎将幸） 都民の日につきましては、やはり東京都が制定している日というところで、東京都にとっては意味というものはあるかと思うんです。現状としましては、今多摩地区昭島市以外の25市の中でも、管理運営規則に都民の日を休業日として位置づけている所は11市というところで、今半々という状況です。都民の日があるということの意義については学校で指導していくとともに、ただ授業日確保というところでは、やはりここで授業をしていくということで、そこで都民の日の意味を考えさせるというような取組になっていこうかというふうには考えております。

○教育長（小林一己） どこかの教科で、例えば都民の日を子どもたちに指導しているのかという。

○統括指導主事（長崎将幸） 東京都の学習をするのが4年生ですので、社会科の中でとか、東京都というところの学習の中で取り上げるということはあろうかとは思いますが、それぞれ国民の祝日等についても、やはり祝日の意義等については学級指導等で指導しておりまして、それと同様な形で指導していくというような形になるかと思います。

○委員（紅林由紀子） よくわかりました。そもそも都民の日にはどういうことをしたほうがいいのかとか、どういうことを啓発しようとする日なのかというような、その中身が、私なんかもすごく曖昧としているというか、はっきりとしたものがないような気がすると感じなので、こうしたほうがいいのかという言葉があるわけではございません。ただその日があるからには、どういうふうにしていこうかというような、そういった方向が、例えばどの教育委員会のほうとかであるのか、持っていいらっしゃるかどうかというのは、ちょっとお伺いたしたいなというふうには思うんですけども。

○統括指導主事（長崎将幸） 東京都教育委員会からそういうようなことはありませんので。申しわけありません。

○委員（紅林由紀子） わかりました。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは御意見等ありませんので、本件につきましては原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め議案第4号は原案どおり決しました。

続きまして、議案第5号「昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」説明を求めます。

○指導課長（吉成嘉彦） 議案第5号「昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」提案理由並びに内容について御説明いたします。

本件は、昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が平成31年3月31日で満了することから、新たに学校医等を委嘱する必要があるため、昭島市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の認容職務に関する規則第2条第1項の規定に基づき委嘱するものでございます。

委嘱予定の学校医等は一覧表にお示ししたとおりでございます。学校医のうち、拝島第二小学校の野村芳樹氏、また学校薬剤師のうち、共成小学校の町田修一氏、光華小学校の高木健太郎氏、昭和中学校の石川雄二氏は新たに委嘱予定でございます。

新たに委嘱予定の4名の経歴等について御説明させていただきます。まず、学校医についてですが、拝島第二小学校の野村芳樹氏は、昭和62年に日本大学医学部を卒業、医師免許を取得し、東京女子医科大学東医療センターに勤務されました。その後、平成8年に野村病院の院長に就任し、平成25年に宮沢町に医療法人社団野村会昭和の森病院を開設、理事長の職に就き、現在に至っております。なお平成9年から平成29年まで昭島市立清泉中学校の学校医をされ、昭島市の学校保健に御尽力をいただいております。

次に、学校薬剤師についてですが共成小学校の町田修一氏は、平成15年に東京薬科大学薬学部を卒業、同年薬剤師免許を取得し、グラクソ・スミスクライン株式会社に入社されました。その後、平成30年に株式会社東銀座薬局に入社、玉川町のくじら薬局に勤務し現在に至っております。

光華小学校の高木健太郎氏は、平成17年に城西大学薬学部を卒業、同年薬剤師免許を取得し、株式会社サンドラッグに入社されました。その後、平成30年に株式会社中屋薬局に入社、松原町のなかや薬局拝島駅前店に勤務し現在に至っております。

最後に、昭和中学校石川雄二氏は、昭和57年に帝京大学薬学部を卒業、同年薬剤師免許を取得し、わかもと製薬株式会社に入社されました。その後、平成11

年に株式会社プラザメディカルに入社し、中神町のクララ薬局昭島店に勤務し現在に至っております。

委嘱予定者の任期は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。以上雑駁な説明で恐縮でございますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第 5 号について説明が終わりました。本件に対する質疑等をお受けいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それではお諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおりに決しました。続きまして、議案第 6 号「平成 31 年度昭島市立学校の教育課程の受理について」説明を求めます。

○指導主事（神菌博之） 議案第 6 号「平成 31 年度昭島市立学校の教育課程の受理について」、御説明申し上げます。

本案件は、昭島市立学校の管理運営に関する規則第 13 条に基づき、平成 31 年度の教育課程が提出され、御承認いただき受理する必要があるため提案したものでございます。

各校ともに、平成 30 年度の学校評価における教育活動に対する成果と課題を踏まえ、平成 31 年度の教育活動において取り組む計画としての教育課程の編成となっております。また、昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針、「第 2 次昭島市教育振興基本計画」、「平成 31 年度昭島市立学校における教育課程編成基準」等を踏まえて編成されております。

教育課程編成状況の概要につきまして、小・中学校に共通する平成 31 年度の重点を 3 点御説明申し上げます。

1 点目は、確かな学力の定着に向けた授業改善です。各教科等の指導に当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各校で主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、組織的に授業改善を行い、児童の言語能力、問題発見、解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成に努めてまいります。あわせて、児童生徒に確かな学力を定着させるため、引き続き、学力調査等を活用して児童、生徒の状況を的確に分析、把握し、全教員で課題を共有した授業改善も行ってまいります。また、児童・生徒一人ひとりが安心して学校生活を過ごすことができるよう「昭島洞立学校のユニバーサルデザイン」を活用し、子どもにやさしい教室環境、子どもにやさしい学習環境、子どもにやさしい授業改善にも取り組んでまいります。

2 点目は、豊かな心の醸成についての取組です。道徳教育の推進に当たっては、平成 31 年度より全ての中学校で「特別の教科道徳」の指導を全面実施いたします。各校で道徳教育推進教師を中心に全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて組織的で一貫した道徳教育を展開するとともに、自尊感情を

高める指導を行ってまいります。また、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認められる児童・生徒を育成する人権教育の充実を図ってまいります。

3点目は、健やかな体の育成にむけた取組です。体育・保健体育の指導においては、体カ・運動能力に関する調査の結果を踏まえ、児童・生徒が適切な運動の経験を通して体力向上を図ることができるよう系統的な指導を行っていき、あわせて本市で作成した「元気アップガイドブック」を効果的に活用しながら児童・生徒が運動を楽しみ、主体的に取り組むことを重点においてまいります。

また、オリンピック・パラリンピック教育においては、2020年の開催に向け、各校の特色を生かしたレガシーを基に、内容を充実させて取り組んでまいります。

指導時数につきましては、災害及びインフルエンザ等の対応のため、若干の時数の余裕を設けておりますことを、あわせて報告させていただきます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 議案第6号の説明が終わりました。本件に対する質疑等をお受けいたします。いかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 御説明ありがとうございました。

各学校の校長先生方は、熟慮されてつくられたものですので、これに異論はございません。よくしっかりつくっていただいたということで感謝の気持ちでいっぱいです。

1点お伺いしたいことが、先ほどの話と関係するんですけども、授業日数のことでありまして、ちょっと拝見すると、かなり土曜日に授業をされる学校が多いように感じました。これは5月の10連休の関係とか、いろいろ災害などインフルエンザなどあって授業時数の確保という点で、これはこうなってくるということはもちろん異論はないんですけども、予定表など拝見しますと、学校公開というふうに書かれていなくても土曜日授業というふうになっているところもあって、それは規則で月1回ぐらいのペースだったら特に公開ということがなくても授業をしてもいいということに、前は学校公開ということが条件みたいになっていたときもあったと思うんですけども、今はそれを外したのかどうか、ちょっと自分の記憶が曖昧になってしまったので、そこを確認させていただきたいと思いました。

○指導主事（神菌博之） 授業時数を確保というところが、特に10連休の関係もございまずので、土曜日に授業を設定するという形で学校には伝えてございます。学校公開以外にも授業日を設定しております。年5回以上というところで設定しております。

○統括指導主事（長崎将幸） 一番初めに土曜日に授業をするというときには、地域との連携をした授業であったりとか、学校公開というところが義務づけがあったところなんですけど、このあとに確かな学力の定着というところの授業時数の確保というところでも土曜日の授業をするということが今認められているところもありますので、今回、教育課程の編成基準を御承認いただく際に、土曜日の振替なしの

授業は5日以上を設定して授業時数の確保に努めるというところで御承認いただいておりますので。ただ、地域に開かれた学校づくりというところでは各学校、必ず学校公開はするようにということをお願いをしているところです。

○委員（紅林由紀子） わかりました。ここで承認していたにもかかわらず、うろ覚えになってしまって大変申し訳ありませんでした。今まで私の地元などでは、土曜日やるときは、必ず運動会か展覧会とかあるいは学校公開、セーフティー教室とかという場合がほとんどだったように思いますので、ほかの地域で、昭島の中のほかの学校でどうだったのかというのはちょっとわからないんですけども、今回、特に公開なしの土曜日授業ということが結構増えるようだったら、何かしら、保護者や地域の方にはそのあたりの御理解を得られるような説明を、ぜひ学校のほうからしていただきたいなと感じます。どんどんこのまま学校は土曜日も授業をやるつもりなのかみたいな、そういった声も出るかもしれませんので、その辺、土曜日に公開なしの授業というのが結構あるようでしたら、その辺を御説明いただければなというふうに思います。

○指導課長（吉成嘉彦） 決して学校公開というか、そういう日を減らしていこうとかそういう方向ではなくて、やはり授業をしっかりと充実させる、その上で授業時数が必要だということで、来年度におきましては10連休であったりとか12月も急遽またお休みが入るところもありまして、その普段の授業を充実させるには、やはり時間というものが需要であるということ、かといって他の地区のように夏休みをさらに短くするというにはさせたくないというところがありまして、ですので、まず来年度につきましては全小中学校が共通理解のもと現在の土曜授業5日以上というところを、少し調整してやっていただいているというところがございます。その際に、当然学校のほうは毎回学校の方は公開するののかという話が出てきところなんですけれども、あまり公開が多いと、教員の働き方改革というところも兼ねたところで準備のための労力が非常に大きいところ、また、子どももいつもと違う環境でそうでもない子どもたちも多いこともあったものですから、これまでどおりの授業公開の回数プラス、公開をしない日程を入れていると、ですからそのところについては恐らく年度末というところで来年度については説明をしているかと思えますし、新学期も始まっての保護者会等の中でもしっかりと丁寧に説明するようには校長会等でお伝えしておきますので、また継続して4月の校長会でもお話しさせていただきたいと思えます。御理解ください。

○委員（紅林由紀子） はい。よろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
白川委員、いかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 特にございませぬ。当然でしょうけれどもよくまとめられておりますし結構だと思います。

○教育長（小林一己） 石川委員はいかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 結構です。

○教育長（小林一己） 氏井委員は。

○委員（氏井初枝） これで結構だと思います。自分がこれをつくったときのことを思い出したんですけれども、1票に1枚、2票で1枚って決められていますよね、1枚に収めるように。でも今、学校がやることってすごく増えていて、ぎっしりで余白をすごくギリギリまでにして細かい字で書いてある学校がいくつもあるんですけれども、これってやっぱり折に触れて教員が見る大事なもので、そういう書式、それは学校で自分たちが使うものはもう少し間隔を取ったり見やすくしたものを手元に持っていればいいのかもかもしれませんけれども、届出は1票について1枚にということで限定されている、その線は絶対崩せないんですね。またこれをつくりかえればいいですよ、このまま教員が持っていてこんなぎっしり細かい字で書いてあるのはちょっと見にくいし、なんとなく使いにくいんじゃないかなというのを感じました。届出とは特に関係ないことなんですけれども。

以上です。決まっていますし押し込まなきゃいけないの。だからすごく苦労するんです。

○指導主事（神菌博之） ただいまの御意見のところですが、教育課程届として各学校の校長の思いというのがありますのでこういう形を出す場合もありますが、各学校において職員に学校経営方針を通知する場合におきましては、各学校において端的にまとめた形で学校に周知している学校が多くございます。

○委員（氏井初枝） 今のお話を伺って安心しました。このまま教員がずっと1年間持っているんだとしたら、せっかくいい計画ができていないのに十分に活用できないのかなとちょっと心配になったものですから。ありがとうございました。

○教育長（小林一己） よろしいですか。ほかに特にありませんか。

それではないようですのでお諮りをいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） 御異議なしと認め、議案第6号は原案どおりに決しました。

続きまして、協議事項に移ります。協議事項1「学校の働き方改革実施プラン（案）について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 協議事項1「学校の「働き方改革実施プラン」(案)について」御説明いたします。

時代の変化や、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる保

護者、地域からの期待が年々高まっています。一方で、学校における教員の多忙化による超過勤務は、子どもたちの学びを支える教員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっています。

昭島市教育委員会では、昭島市立学校に勤務する教職員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境を整備することにより、教職員の心身の健康保持やライフ・ワーク・バランスの取れた生活を実現するとともに、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育活動の質の維持、向上を図っていく必要があると考え「学校の働き方改革実施プラン」(案)を策定いたしました。

まず1ページを御覧ください。1「本プラン策定の目的」でございます。教職員の長時間勤務を改善し、情熱とやりがいをもって働くことができるよう、職場環境を整備することにより、教職員のライフ・ワーク・バランスの実現や、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育活動の質の維持向上を図ることを目的として、「学校の働き方改革実施プラン」(案)を策定いたしました。

続いて2ページの2「目標」でございます。教育委員会は、学校の取組みを支援し、学校は、「チーム学校」を意識しながら、事業や、校務の効率化や合理化を図ることにより、教員の長時間勤務の縮減を図ることを当面の目標といたしました。

3「取組の方向性」でございます。本プランでは、東京都教育委員会が策定しました「学校における働き方改革推進プラン」が設定した五つの方向性を共有して取り組む計画としております。具体的な取組といたしましては、2ページから4ページにかけて記載をしております。

(1) 在校時間の適切な把握と意識改革の推進として、タイムレコーダー・出退勤タブレットを活用した教員の時間管理を行ってまいります。また、各小中学校に定時退勤日、最終退勤時刻、学校閉庁日を設定いたします。そのほかに、全校に自動応答メッセージ対応電話を設置し、遅い時間の電話連絡・相談は自動応答メッセージ対応といたします。

(2) 教員業務の見直しと業務改善の推進として、教育委員会から学校に依頼する各種調査等の精選や会議時間の短縮などを図るとともに、ICT機器、校務支援システムの活用や、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の導入により、学校や教職員の負担軽減を図ってまいります。

(3) 学校を支える人員体制の確保として、校長のリーダーシップのもと、学校の組織運営を保護者・地域と連携して行い、専門スタッフ等を効果的に活用し、指導体制を強化してまいります。

次に、5ページを御覧ください。(4) 部活動の負担の軽減として、部活動の方針及び年間活動計画を示したうえで、休養日や活動時間を設定するとともに、部活動指導員や部活動指導補助員を積極的に活用してまいります。

(5) ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた環境整備として、長期休業中、また、学期中においても各学校で工夫して休暇の取得に努め、教員が個人や家族で過ごす時間を確保してまいります。

(6) その他につきましては、昭島市教育委員会の「学校の働き方改革実施プラン」を実行するために必要である学校の労働安全衛生管理体制を整備してまいります。

昭島市教育委員会といたしまして、昭島市立学校に勤務する教職員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境を整備できるよう本プランに掲げた働き方改革を確実に実施してまいります。

説明は、以上でございます。御協議賜りますようお願いいたします。

○教育長（小林一己） 協議事項1の説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

○委員（氏井初枝） 昭島市はタイムレコーダーを平成28年から取り入れているとあって、すごく先進的な取組をなさっているところだなということが前から思っていたところ。3ページのことなんですけれども、上から3つ目のポチの小さいポチが4つあるところがございますよね、超過時間が何時間超えたらどうこうとあっていう文言。私は市内の先生方の勤務時間を超える時間がどの程度なのか把握できていないので、これがどうなのかちょっとわからないんですが、そういうデータに基づいてこういう項目ができているであろうと思いますのでこれに異論は全然ないんです。

私がかちょっと危惧しますのは、こういう具体的なことが書いてあったほうがすごくいいなと思うんです。ただ、勤務時間を超えるということにあまりにすごくきつく縛りを入れてしまうと、確かテレビのニュースで見たような記憶があるんですけども、自分は残って仕事をしたい。だけどあまり残ってばかりいるとこれに引っかかってしまうというので、タイムレコーダーを押して退勤したことにして仕事をしている教員がいるという実態が、テレビで見たような記憶があるんです。だからそういうふうになってしまうのはこういうのができる意味が全然ありませんので、そこら辺の兼ね合いがすごく難しいところだなというのを感じています。早く帰らなくちゃいけないというのはわかっているんですけども、今日、自分は残ってもどうしてもここまでやりたいんだという教員がいるとしますよね。だからそこをあまり厳密にやってしまうとすごく難しい問題が出てきたりするのかなということをかちょっと危惧しています。

1点お尋ねです。4ページの最後の項目のところ。弁護士や社会福祉士等を含めたいじめ問題の対応を行えるようにすると書いてございますけれども、これはいつごろからとか、もう具体的な計画がとおりでしょうか。私の認識不足でこれは行われているんですか。そこを教えてください。

○指導課長（吉成嘉彦） 教育委員会というか学校のほうから、すごく法的にいろんな問題が出てきそうなきには、その学校の情報を得た上で昭島市の顧問弁護士のほうに相談をして対応できるような状況にはなっています。社会福祉士等については、他市のいろんな状況等を見ながら今後検討していかなくてはいけないという、これは目標で、早いうちにこれは整備していかなくてはいけないと思っているところです。また先ほどいただきました60時間とか100時間、いろんな時間のことが書いてあるところについては、これは厚労省からでているある程度数値の目標というところを出しているところなんですけれども、かといってこの数値がないとどうかという永遠にやってしまうところがあるというふうに思っています。私ど

もは、決して先生たちが一生懸命やろうというところで、帰れ帰れと押し出そうとは思っておりません。我々がやりたいのは、教員が本当に時間をかけるべきところに時間をかけられるようなところをつくってあげたいというふうに思っておりますので、2ページの当面の目標、教員の長時間勤務の縮減を図るというふうな書き方をしているのは実はそういうところがあります。東京都におきましては1週間の勤務時間を60時間以内というふうな時間の縛りをしています。また、文科省のほうでは45時間というところが今お話が出てきているところですが、はたしてそうだろうか。確かに一つの時間を設けるのもいい方法だとは思いますが、我々としては教員一人ひとりが時間をかけるべきところにしっかりかけられるようなやり方を持っていくのが必要であろうと。そのための最低限の時間の保証として、先ほど申し上げましたタイムレコーダー、今度はタブレットという形でそれぞれきちんと自分の働いた時間をグラフで見られるようにするよう、視覚化していくことも、そういったハードの上で制御してきているというふうな状況でございます。

○委員（氏井初枝） お気持ちはすごくよくわかります。私は、たまたまテレビで見たことが頭の片隅にあって、今おっしゃったことがちゃんと先生方一人ひとりに浸透して、時間で帰らなさい帰らなさいと言っているんじゃないんだ、その辺はおわかりかもしれないんですけども、もしかしたらそういうふうに思っている教員がいたらいけないなど、ちょっと私の危惧の部分はそんなところですね。趣旨はすごくよくわかります。変な言い方ですみません、ごめんなさい。

○指導課長（吉成嘉彦） 先日、昭和中学校で1年間学校の働き方改革の推進校ということで取り組んでいただきまして、その報告の中で、やはり教員の意識改革が必要だということで、やはりこちらのほうで帰れ帰れと言ってもそうはいかない。ただ、先生の中で、やはりかけるところには時間をかける、でも今日は大丈夫だということになったら早く帰りますというふうに段々変わってきたという話がありました。その研究成果を前回各学校の先生方に来ていただいて、それをぜひ広めていきたいと思います、そう簡単に答えが出るものではないけれどもまずは意識改革をしていきたいと思いますということで進めてきておりますので、今、氏井委員がおっしゃったことについては来年度も校長会でもお話しすると同時に校長先生方のご理解とお力添えをいただきながら実施していこうと思っております。以上でございます。

○委員（石川隆俊） こういう問題というのは学校だけではなくて特に会社においても働き過ぎで、一部の人は病気になったり、精神のほうに問題が起こったりするわけですが、会社は確か100人以上は産業医というものを置かなきゃいけないことになっていると思うんですが、学校の場合産業医はそういうふうな制度があるのかどうかをうかがいたいことと、なるべくならば産業医が出てくるようになっちゃ困るんですけどもやっぱり教員の健康管理というのはすごく大事なことだと思うんです。ですから産業医という者がちゃんと実際に問題が起こりそうな教員にすぐに接することができるかどうか、それから平素の健康管理、これは多

分やっていると思いますけれども、一般的な健康診断とかそういうほうはいかがでしょうか。

○指導課長（吉成嘉彦） 今、委員がおっしゃられました産業医のことにつきましては予算確保しております、そういった長時間労働によって体調の異変等、また相談等については当然学校長のほうからお話をいただき、こちらのほうも情報をいただいた中で、産業医につなげて相談できる体制ということで予算を確保しております。

○委員（石川隆俊） 産業医は何人に一人って決まっているんですか。

○指導課長（吉成嘉彦） 本来、学校 50 人以上の職員を有するところにつきましては、産業医をつけるということがありますけれども本市におきましては 50 人以上を超える学校はございません。そういった場合、各校に衛生推進者ということで副校長がその役を担って学校の教員の衛生安全についてしてきているところです。また労働管理、勤怠管理についてもしていますけれども、なかなかそれでも 100 時間を超えてしまうとかというような教員に関しては校長の相談であったりとか、また指導、さらには先ほど申し上げた産業医につなげるという方向で進めて、それはきちんと準備をしているところです。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
白川委員。

○委員（白川宗昭） ライフ・ワーク・バランスの実現って最後にありますけれども、全体としては私はこれで非常に網羅的にできていますしいいと思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、例えば有給休暇なんかは先生方、実態としてどのぐらい取られているのかなど。あるいはイクボス宣言とかありますけれども育休なんていうのも、世間でも取りにくいという民間会社があるとか、先生方の中にも当然、担任の先生なんかは代理の方がいなければまずいわけでした休みにくいという部分もあるかなという気がするわけです。日々の超過勤務ということももちろんですけれども、こういうふうに長期休業とか、臨時に月何日か休みたいという時に休みやすい体制というんですか、そういうことも考えてやるということは精神的安定という意味を考えますと大事なことじゃないかなと思います。家庭で病人を抱えているとか、もちろん赤ちゃんができて育休ということももちろんあるし、いろんな場面があると思うんです。そういうものもやっぱり十分に考えてあげてほしいというふうに思います。質問ですけれども有給休暇の取得というのはどんな感じなんでしょうか。それからイクボス宣言、育休というのはどうなんでしょうか。伺ってみたいと思います。

○指導課長（吉成嘉彦） 有給休暇の取得については、各学校 10 日以上はというところで目標を立ててやっているところです。やはり長期休業中に取れるような時間帯をつくるということで、あと少しでも早く帰れるときには宣言して帰れるようにと

ということで各学校の整備も随分整ってきているところで、一時よりは随分と取得率が上がったということは各学校訪問をして聞く中で、情報として得ているところでございます。イクボスにつきましては、今後進めていくところでございますので、各学校のほうでどういったやり方がいいのかということについては校長会と連携しながら進めていきたいと思っておりますけれども、入っているところではイクボスというところまではいきませんけれども、男性が育児休暇を取れるような状況になってきているところもあって、実際に取得している学校も何件か情報として入っているところでございます。

○委員（白川宗昭）　じゃあ実態としてはまだ育休というのはあまり取られていない状況なんですか。

○指導課長（吉成嘉彦）　育休は、やはり一時に比べて取れるようになっていきますし、学校としましても育児等に関わる時差勤務等の整備等が進んできておりますので、かなりそれは取りやすい状況になってきているかと思えます。

○委員（白川宗昭）　わかりました。ありがとうございます。

○教育長（小林一己）　ほかにいかがでしょうか。
紅林委員。

○委員（紅林由紀子）　感想になると思うんですけども、先ほど指導課長がおっしゃった、かけるべきところかけられるようにというお話がありましたが、全く本当にそのとおりだなというふうに感じております。やはり先生方が授業の用意をされたりとか、子どもたちと接して、子どもたちの状況を把握するための時間をしっかり確保するために、やはり周りのことをどれだけ省略とか見直していいのか、それからサポートできるかということが、もうそれにつけるんじゃないかなというふうに感じました。先日の昭和中の働き方改革の研究報告を聞かせていただきまして、私は民間企業にいたものですから、学校と企業ってやはり風土としてちょっと違うんだなということを、あの発表を聞いて改めて感じました。やはり先生方お一人お一人が先生だから、企業のようにみんなで一つのことをやりましょうという、ちょっとそれとは違うところがあるんだなというふうに感じまして、その中でこういった見直しをしていく中で発表の中にもありましたけれども、やはり職場環境を、時間をなるべく無駄にしないで使いやすいような形にしていくとか、そういうこと自体もすごく大事なんだなと感じました。企業なんかだと、やはりそういうことをしてくれる事務の人みたいなそういうスタッフがいますから、そういうことは全部お膳立てしてくれて普通の社員は自分の仕事に専念するみたいなのところがありますけれども、学校は今回そういう意味でスクール・サポート・スタッフをどんどん有効に活用して、職場がより効率的に働きやすくなるような、そういった仕事というか形を工夫されていかれるといいんじゃないかなと感じました。ある種、職場環境のユニバーサルデザインみたいな感じで、誰が行ってもすっと何がどこにあるかわかるとか、何の情報かわかるとか

というような形にしていくことで、動きもよりスムーズに効率化されていくというところがあるんじゃないかというふうの一つ思いました。

4ページの(2)にあります、それが教員の業務の見直しというところになってくると思うんですけども、あとは、よくあるアンケート集計みたいなそういった部分も省力化していく手立てはもしかするとあるのかもしれないなというふうに感じていまして、これはちょっとコストの面でわからないんですけども、私立の学校なんかだと、結構スマホとかタブレットとか、そういうのでアンケートが配信されてきて、それを入力して返すと自動的にデータが集計されるというようなシステムもあると思うんです。これはお金が関わってくることで、どうだか、すぐ使えるとかそういう問題はわからないんですけども、そうすると配ったりとか集めたりとか集計したりといった手間もそこで削減されていくんじゃないかなというふうな気もいたします。そういったものを白丸3つ目に書かれていますけれども、そういったものも積極的に活用して省略化を図っていかれるといいんじゃないかなというふうに感じました。

そして(3)の学校を支える人員体制の確保というところですけども、一つ目の丸にあります、保護者地域との連携を強化してチーム学校をつくり上げるという部分で、私の地元の共成小学校で去年音楽会をやるのに、いろいろ会場の飾りつけとか楽器の出し入れとか、そういうのを保護者のボランティアを募ったらかなり保護者がボランティアに来てくれて、すごく助かったという部分もありました。なので、そういったボランティアをうまく活用して先生方が何から何までやらなきゃいけないような、そういった形じゃなくうまく巻き込んでやっていかれるといいんじゃないかなと書いてあるので、まさにここでまとめられていらっしゃることは、本当にこれをぜひどんどん実行していただきたいなというふうに感じました。

今回、資料の中に同封していただいていた昭和中の学校だよりで、1面に校長先生がこういうことからいろいろ働き方改革をしているんですというようなメッセージを御挨拶として載せていただいたんですけども、それがすごく子どもたちのためというような部分を強調して書いていただいている、こういうメッセージを読めば保護者も安心して、先生方が楽するためじゃないんだなというのを納得できると思いますので、そういったメッセージもぜひ発信し続けていただきたいなというふうに思いました。

○教育長（小林一己） いずれにいたしましても、このプランを達成するためにさまざまな取組、プランをつくったから終わりではなくて、今後いろいろな形で検討を重ねながら教員の働き方改革、そしてこのプラン、目的を達成するために教育委員会も頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、一応、今回の協議事項1についてですけども協議ということですので、昭島市教育委員会としての学校の働き方実施プランということで、今回これを協議していただくんですが、この内容でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） それでは御異議ないということで、昭島市教育委員会の学校の働き方改革プラン、実施プランについてはこちらと決定をさせていただきます。

続きまして、協議事項(2)「昭島市立中学校に係る文化部活動の方針について」説明を求めます。

○指導主事（水谷延広） 協議事項2「昭島市立中学校に係る文化部活動の方針について」御説明いたします。

本方針は、平成30年12月、文化庁から公表された「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成31年東京都教育委員会より公表された「東京都教育委員会文化部活動の在り方に関する方針」に則り、昭島市立中学校に係る文化部活動の方針を示したものです。

本方針の内容は10月の定例教育委員会で協議していただいた、昭島市立中学校に関わる運動部活動の方針に準じるものです。本方針では、「適切な運営のための体制整備」、「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」、「適切な休養日等の設定」、「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」、「学校単位で参加する大会等の見直し」について掲げております。

本方針の主な内容について説明いたします。

「適切な運営のための体制整備」では、各学校において毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定することや指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置すること、部活動指導員を任用し、学校に配置することなどを定めています。

「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」では、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入、保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う等を定めております。

「適切な休養日等の設定」では学期中は週あたり2日以上休養日を設けるなど休養日についてのことと1日の活動時間は長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日及び長期休業日は3時間程度など、活動時間についてのことを定めています。

「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」では、生徒のニーズを踏まえた文化部の設置や、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進めること等について定めています。

今後の取組ですが、本方針に基づき各中学校において文化部についても活動方針を策定し、方針に基づき文化部活動を実施していきます。また、部活動指導員を導入し、教員の働き方改革にもつなげてまいります。

以上、簡単ではございますが協議のほどよろしく願いいたします。

○教育長（小林一己） 傍聴の方、どうですか。

協議事項2の説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。

氏井委員。

○委員（氏井初枝） この方針には賛成です。その上でお尋ねなんですけれども、部活動指導員の認容を教育委員会が行うというふうに書かれていますけれども、それはある程度自分はこのことだったら部活動で指導できますという方を名簿登載なさっていて、それで必要があるところに配置するという形になっているんでしょうか。そこら辺のことがちょっと私のほうでは全然わかっていないので教えていただきたいと思います。吹奏楽部で、そういう部活動の指導をなさっている方がいらっしゃるというのはちょっと耳にしたことがあるんですけども、ほかにどんな分野の方がいらっしゃるのかとか、名簿登載されているのかされていないのかとか、そこら辺の状況を教えていただけたらありがたいです。

○指導主事（水谷延広） ただいまの質問ですけれども、各学校で部活動指導員の配置をしたり、部活について、人材について各学校で確保していただいて、その上で本市で研修を行って部活動指導員の研修を行い本市で認めるというような形になっております。

現在のところ、本年度につきましては11名、部活動指導員がいます、そのままほとんどの方が来年度も継続していただけるということで、バスケットボール、ソフトボールとかバレーボールとか、運動部についてはいろいろありまして、それから文化部についても吹奏楽部等がございます。いずれにしても今年度については11人の方については、来年度もほとんどの方が継続していただけるということにはなっております。

○統括指導主事（長崎将幸） 今、名簿登載という話を氏井委員からいただきましたが、今回2月の広報で部活動指導員をやってくださる方がいらっしゃったら指導課の方で登録をしますという広報をさせていただいております、今、何かやりたいという方がいらっしゃっていて、その方をこちらで、いろいろどういう部活の指導ができるかということをお聞きして、それを学校に情報提供して学校に手伝いに行くということは今、始めているところです。

○教育長（小林一己） よろしいですか。
氏井委員。

○委員（氏井初枝） 御説明ありがとうございました。確認ですけれども、この(2)のイの項目を拝見いたしますと、名簿登載されている方たちがいらして、そして必要に応じて各学校に配置するというふうに私は読み取ったんですが、実態は、各学校でお願いしたい方をそれぞれ探していらして、その方に御指導いただいていた、それプラス新しい方法で名簿登載の方法ということは、2つの方法で部活動指導員の方をお願いしているというふうに捉えればよろしいんでしょうかね。わかりました。ありがとうございます。

○委員（紅林由紀子） その方針の内容については、何も異論はございません。休養日の

設定などが運動部に準じてということと適度なのではないかなというふうに感じます。

最後のページの4の生徒のニーズを踏まえた環境の整備というところが、私は特に非常に魅力的だなというふうに感じたんですけども、やはり今、学校規模によってある部活、ない部活というのがありますよね。そのためにその学校に行ったときに自分が特に文化部は運動部に比べて少ない傾向にあって、やっぱり運動する体質にない生徒さんがいたときに、そこで自分のやりがいとか居場所が見つけにくいということもあるのかなと感じます。で、帰宅部になってしまったりとか、そういうところから、そういった子たちが自分たちがやりたい部活をやる可能性がそこにあるんだというふうに思えることは、もちろん数に制約とか、いろいろ条件に制約とかあると思うんですけども、一つ中学生生活において希望が持てることになるかもしれないなというふうに感じます。やはり本来は自分たちがやりたいことを、自らいろいろ人を集めたりとか、こういうことをやりたいといった企画を立てたりとかして、こういった部活動をしたいんだというふうに言える、そこまで持っていける力を持てるということはすごく中学生において大きな意味があると思うんです。それが今まではやはり顧問の先生がいないとだめみたいな、あるいは顧問の先生が異動してしまうとその部がなくなっちゃったりとかというようなことがあったと思うので、今回指導員の方がいれば部活動は存続できるということにもなるだろうし、自分たちのやりたい部活動をそこで新しくつくる可能性も文化部としてあるかもしれないということは、すごくそういう子たちにとって大きな希望になるんじゃないかなと感じました。

○教育長（小林一己） 指導課長、東京都の流れとして人材バンクをつくるのかというような話がなかったっけ。

○指導課長（吉成嘉彦） 先日、東京都教育長のほうからお知らせがありまして、教育長における新財団の設立についてということで、多様な人材の確保、教員のサポート、学校の事務センター的機能ということで、3つの機能を果たすということで予定を進めているところです。来年度、新財団を設立しまして恐らく多様な人材の確保というものがその部活動に該当してくるところだと思いますが、それにつきましては2020年度から本格実施ということで今のところ計画がありますので、当然我々としましても東京都教育委員会のこの新財団のところと連携しながら人材の確保にあたってまいりたいと思います。以上でございます。

○教育長（小林一己） ほかにいかがでしょうか。
石川委員。

○委員（石川隆俊） こういうふうな活動には、やはり優れた講師とかそれを選ぶ必要があると。非常に大事だと思うんです。本人が希望してくるからといって入れてしまったら、必ずしもそれが本当に学生のためにならないかもしれないし、もう一つ伺いたいのは、よく音楽なんかを例にとると、音楽の先生が実際に非常に放課後指導をして上手になる例もあるので、これは先生がこれにわたしてはいけ

ないんですか。一部の先生が。教員です。つまり学校の先生が絵がうまいから絵を、とかそういうような。

○指導主事（水谷延広） 委員のおっしゃいました先ほどの適性かどうか、部活動指導員として適性かどうかということについては、先ほども申し上げましたが市として研修をして学校組織の中の一員であるという自覚を持っていただいて、部活動指導員としてしっかり学校内でやっていけるようにということと、こちらでも研修をしていくということと、あと教員については校内の組織で顧問としてやっていただくという、特に部活動指導員ということではない。

○委員（石川隆俊） ないんですね。

○指導主事（水谷延広） はい。部活動指導員等のは、また、部活動指導員が顧問になることもできるんですけども、それは教員以外の所から人材を募るということですので、教員はあくまでも部活動、なるとすれば部活動の顧問ということになります。

○教育長（小林一己） よろしいですか。
白川委員。

○委員（白川宗昭） 今の、私もこれを見ていて全体としてはこれでいいんじゃないかなと思っております。今、話題になっておった部活動指導員というのが一番問題なんじゃないかなと、それを各学校で探していかなきゃならないというのがやっぱり学校によっては大変でしょうし、先生方だって赴任してきてまだ半年とかということになるとよくわからないなんていうこともありまして、その辺のところをやっぱり教育委員会全体として、あるいは生涯学習、文化協会とかいろいろあるわけですし、その辺のところも把握しながらそこから見ていくと、選んでいくというような体制も必要なんじゃないかというふうに思います。

それからさらに言えば、武蔵村山だったか、今度、昭島の文化財委員になった福島先生というのがいるんですけども、化石の。あの人マイスター、専門家ということで、人材バンクみたいなもので、武蔵村山でやっているんですけど、市民の中で私は例えば植木には詳しいとか、私は音楽に詳しい、私は絵画に詳しいというような人をやっぱり文化協会とか関係なしに情報をとにかく集めていくんですよね、そしてそういう人たちの中でやっていただければ、マイスターというのかな、専門という意味かな、そういうものをお願いをしておく。そういうような者の中から選んでいくとか、そういう体制というか、人材バンクというか、何かそういうものがあったら先生方もすごく楽なんだろうと思いますし、また生涯学習のほうでもそういう人たちに。そういうようなものを考えていくと結構広がりがあるんじゃないかなと。そしてまた、そういうところに参加したいという大人の人というかお年寄りもいっぱいいるんじゃないのかなと。そういうのをすくい上げていく、両面で私はすばらしいかなと思っているわけです。その辺のことも教育委員会全体として考えていったらいいんじゃないかなということ

を申し上げておきたいと思います。

○教育長（小林一己） 今、部活動指導員の話をいただきながらその人材を見つけ出すという部分のところで幅広い情報を入手した上での人選というお話だと思います。その情報を入手する際においても、学校一単位ではなかなか厳しい部分がありますので、その辺は教育委員会が中心となってこういう情報があるということがあれば学校に下ろしていきたいと思っております。人材バンクをつくるという、そういうお話はないと思いますけれども、なかなかそこまでの制度確立は非常に厳しいと思いますので、情報の共有ということで教育委員会が知り得た情報は必ず学校のほうに提供していくと、そんな姿勢で今後も対応していきたいと思っております。その中にはぜひ、教育委員さんもこういう情報があるということを教育委員会のほうに御提示いただければ非常にありがたいと思っております。

よろしいですか、協議事項2については。

それでは、こちら協議ということですので、昭島市立中学校に係る文化部活動の方針ということでは教育委員会としてはこの方針内容で認めていくということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） わかりました。よろしくお願ひいたします。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項1「平成31年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項1「平成31年度昭島市一般会計予算〈教育委員会関係〉について」御報告いたします。報告資料1でございます。

この内容につきましては、3月7日から3月11日までの予算審査特別委員会で審議されまして、賛成多数となり、3月26日の市議会本会議で採決いただくものとなっております。

報告資料1の1ページから7ページまでは平成31年度昭島市一般会計の歳入、歳出予算の概要でございます。歳入、歳出とも総額466億2,200万円で、対前年度比9.4%の増となっております。

まず1ページですが、予算の編成方針と市の主要事業が記載されております。2ページは歳入の概要、3ページでは5カ年の市税の推移及び一般財源額等の推移が記載されております。

4ページには歳出の概要が目的別に示されており、10款、教育費の歳出につきましては全体の予算に占める教育費の構成比は、17.4%、対前年度比では19.5%の増となっております。

5ページにはその目的別歳出の中の主な増減要因の記載をしております。6ページでは性質別から歳出を、7ページにはその主な増減要因を記載しております。

8ページ、教育費の前年度との比較を科目別に示しており、教育費の総額は81億1,196万5,000円となり、前年度の67億8,833万8,000円と比較して13億2,362万7,000円の増となっております。

次に、9ページと10ページでございます。学校教育部における主要事業につい

て、1として学校施設整備事業を、2として学校施設整備事業以外の事業について課別に記載いたしております。

11ページと12ページには生涯学習部における主要事業を課別にそれぞれ記載いたしました。

以上、御報告でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項1についての説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

よろしいですか。特にないようですのでそれでは以上で報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項(2)「平成31年度予算編成における昭島市議会各会派からの要望に対する回答〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○庶務課長（加藤保之） 報告事項(2)「平成31年度予算編成における昭島市議会各会派からの要望に対する回答〈教育委員会関係〉について」御報告申し上げます。

報告資料2でございます。平成31年度の教育委員会関係新年度予算編成に対しまして、自民党、公明党、みらいネットワーク3会派はより要望事項がございました。その要望内容及び回答につきましては、報告資料2に記載のとおりとなっております。個々の説明につきましては省略させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○教育長（小林一己） 報告事項2について説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。特に意見等がないようですので以上で報告事項2を終わります。

続きまして、報告事項3「平成31年第1回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問〈教育委員会関係〉について」説明を求めます。

○学校教育部長（高橋 功） 「平成31年第1回昭島市議会定例会代表質問及び一般質問〈教育委員会関係〉について」御報告いたします。

第1回市議会定例会は、2月26日から開催され、3月26日に終了する予定です。第1回定例会は、各会派からの代表質問並びに一般質問が行われ、代表質問に対しては市長と教育長から御答弁いたしました。

恐れ入りますが、報告資料3を御覧ください。1ページと2ページが、各会派からの代表質問で、3ページと4ページが一般質問となっております。5ページから18ページまでが質問と答弁となっております。

初めに、代表質問の概略を御説明いたします。恐れ入りますが、5ページを御覧ください。6ページまでとなりますが、自由民主党昭島市議団小山満議員より、「学校教育について」「確かな学力の定着」などの御質問があり、「確かな学力の定着について」は、教員の更なる指導力向上が、子どもたちの学力向上につながるという認識に立ち、「授業力向上アドバイザー事業」を行っていくこと。「生涯学習について」、「教育福祉総合センターについて」などの御質問があり、指定管

理者制度の導入後、教育委員会が指定管理者に対し業務の履行状況など五つの視点によりモニタリングを行い、必要に応じて指導・助言や改善指示を実施していくことなど御答弁しました。

次に、7ページを御覧ください。8ページまでとなりますが、公明党昭島市議団赤沼泰雄議員より、「確かな学力の定着について」「タブレット端末の家庭学習への活用について」などの御質問があり、「タブレット端末の家庭学習への活用」につきましては、他市の状況や効果等を調査・研究していくことなど、御答弁しました。

次に、10ページまでとなりますが、みらいネットワーク青山秀雄議員より、「学校教育について」「市内小・中学校のいじめの対応について」などの御質問があり、各小中学校において、いじめはどの学校でも起こり得るものとの視点に立ち、学校全体で組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期解決の取組を推進していること。「生涯学習について」「学校施設の夜間利用の拡大について」などの御質問があり、「学校施設の夜間利用の拡大について」は、今後も学校と調整を図りながら利用促進に努めていくことなど御答弁しました。

次に、11ページまでとなりますが、日本共産党昭島市議団佐藤文子議員より、「教育に関わる諸問題について」「学校現場への労働関係法令と労働時間の正確な把握を改めて徹底すべき」などの御質問があり、今後も管理職に対し、校長会などを通じてタイムレコーダー導入の趣旨に基づいた適切な運用や、労働関係法令に遵守した対応の徹底を図っていくことなどを御答弁しました。

次に、一般質問となります。学校教育については4人の議員から、生涯学習については3人の議員から質問がございました。学校教育についてと、おおたけ議員については私から、生涯学習については山口部長から概略を御説明いたします。

恐れ入りますが12ページを御覧ください。公明党昭島市議団稲垣米子議員より、「小中学校でのオリンピック・パラリンピック教育の現状と今後について」の御質問があり、各学校では、すべての学年でオリンピック・パラリンピックの価値や意義を学ぶことなどの教育活動を推進していること。今後の取組として、東京都教育委員会からの観戦希望の調査に、小中学校全校が観戦の申込みを行い、児童生徒のオリンピック・パラリンピック観戦に向けて各学校及び東京都教育委員会と調整を図っていくことなど、御答弁しました。

次に、13ページまでとなりますが、みらいネットワーク篠原有加議員より、「小中学生の居場所づくりについて」「昇降ロベンチ設置について」などの御質問があり、昇降ロベンチの設置につきましては、安全管理体制や設置場所などの課題もありますことから、調査・研究してまいりたいと御答弁しました。

次に、14ページを御覧ください。15ページまでとなりますが、みらいネットワークおおたけ貴恵議員より、「2020年度から段階的に実施される新学習指導要領の中の「読書指導の充実」への取り組みについて」の御質問があり、読書活動の充実は、言語能力の向上を図り、確かな学力の定着につながるものと認識しており、今後も各学校における読書活動の充実を推進していくこと。「子ども読書活動推進計画の実現に向けて」につきましては、市民図書館が指定管理者による運営に移行しましても、この計画に基づき子ども読書活動の推進に取り組んでいくと御答弁しました。

次に、16 ページを御覧ください。17 ページまでとなりますが、自由民主党昭島市議団三田俊司議員より、「不登校生が学べる場や学びなおしができる場について」などの御質問があり、不登校児童生徒の学びの場や学びなおしの場を充実させることは重要であると認識しており、不登校特例校など、新たな支援の場の設置については、東京都及び近隣市の状況や先行市の事例などの情報を収集しながら、調査・研究してまいりますと御答弁しました。

私からの御説明は以上となります。

○生涯学習部長（山口朝子） 次に、生涯学習部の一般質問について御報告いたします。

恐れ入りますが 13 ページを御覧ください。小林こうじ議員より、「近年のゲリラ豪雨による昭島市の対策 残堀川調節池運動施設整備計画について」の御質問があり、残堀川調節池運動施設整備計画は、平成 28 年度時より計画に変更はないこと、今後も東京都とも調整し、運動施設として使用する際の安全対策と、事業を進める上での財源の確保に努めていくことを御答弁申し上げました。

次に、17 ページを御覧ください。公明党昭島市議団渡辺純也議員より、「本に親しむまちづくり読み聞かせ事業の推進について」御質問があり、高齢者対象の読み聞かせボランティア講座を実施し、高齢者に読み聞かせボランティアとして活躍していただければ、市民図書館においてはお話し会の事業を充実させることができ、高齢者にとっても生きがいづくりや地域社会への参加を促すなど、多くの効果が期待できる事業になるため、指定管理者と協議していきたいと御答弁申し上げました。

以上でございます。

○教育長（小林一己） 報告事項 3 についての説明が終わりました。本件に関して意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） 今回の御質問の中で、わりと学校図書のこと、読書活動全般についての御質問が多かったように印象を持ちましたけれども、先日、武蔵野小学校の学校図書館のボランティアをやっていらっしゃる方とちょっとお話しする機会があったんですけども、今、市では図書支援員という形で、大体週に 1 回程度かなと思いますけども派遣をされていらっしゃると思うんですけども、その武蔵野小はボランティアの体制が結構しっかりしているので、その支援員さんは来ていないみたいなことを伺いました。そういう場合も共成小の場合はボランティアさんがいながら、週に 1 回市から派遣していただいている支援員さんが来ているという形になっていると思うんですけども、かなり学校によっていろんなケースがあるんだなというふうにそこで感じました。なので、何かもし、もうまとまっていっていらっしゃるようでしたら、学校図書館の支援員さんも含め、開室状況とか、小中ちょっと違うと思いますけれども、どのぐらい週に合わせて開室していらっしゃるのかとか、時間帯はどうなのかとか、それはボランティアがやっているのか、市の派遣の司書の方がやっているのか、支援員さんがやっているのかみたいな、もしそういったデータ、資料があったら一度拝見したいなというふうに感じ

ました。やはり子どもの読書については学校図書館の身近な学校図書館の活用というのがすごく大きな鍵となってくると思いますし、また学力向上のためにも、やはり中学校なんかでは図書室といったものの活用というものも一つあるんじゃないかなというふうに思いますので、それをちょっと機会がありましたらお願いしたいというふうに思いました。

○学校教育部長（高橋 功） まず1点、武蔵野小学校の関係ですが、支援員は週1回、市から委託ということで各学校に派遣をしているんですが、その調整をする中で武蔵野小学校は市からの委託の支援員よりは有償ボランティアで運営をしたほうが学校図書の運営はスムーズにいくということで、そういうことで支援員は派遣をしていないんですが、それにかわる予算を武蔵野小学校のほうには配当をさせていただいて武蔵野小学校では対応をしているということで、学校とも調整をしながらそういう対応をしているということで御理解をいただきたいと思います。それから、学校の図書館の開室の状況ですとか、どういう体制でというものについては次回の教育委員会までにちょっと資料として御準備をさせていただいて配布をさせていただければなというふうに考えています。

○教育長（小林一己） 部長のほうから次回の教育委員会というお話がありましたが、資料が整った段階でという御理解でよろしいですか。

○委員（紅林由紀子） はい、もちろん。先生方のお仕事を増やすことになってはいけませんのでその何かタイミングでということで結構でございます。

○教育長（小林一己） いずれにしろ教育委員会内の御意見ですので、回答についてはこの教育委員会内で対応させていただきますので、来月というのはもう少しお時間がかかる場合もあるということで御理解をいただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

この議会の報告については私から提案があるんですけど、これは当然、市議会ですから年4回あるわけで、毎回、今回のような一般質問の内容、あるいは答弁の内容を御報告させていただいているんですけど、この資料については既に事前配布をさせていただいて、委員さんには事前配布をさせていただいているので、一般質問の内容とか答弁の内容は省略をしていきなり意見等に入る形をとってもよろしいですか、次回から。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（小林一己） では、次回からそうさせていただきますので、恐縮ですがよろしくお願いたします。

続きまして、報告事項4でございます。「平成31年度昭島市立学校副校長に関する内申について」は、既に非公開による審議が終了しておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして、報告事項5「平成31年度昭島市立学校校長副校長等の一覧について」は、こちらも既に非公開による審議が終了しております。ありがとうございます。

ます。

そして次に、報告事項6「平成30年度昭島市立中学校における進路決定の状況について」説明を求めます。

○指導主事（水谷延広） 報告事項「昭島市立中学校における進路決定の状況」につきまして御報告申し上げます。

平成31年3月1日に、都立高等学校第一次募集及び分割前期募集の合格発表が行われました。3月2日現在、男子442名、女子463名、合計905名のうち男子417名、女子451名、合計868名が進路決定をいたしました。

3月2日現在の進路決定者の割合はおよそ95.9%でございます。昨年度同時期の進路決定者の割合は95.8%であり、昨年度とほぼ同じ割合でございます。

進路未決定生徒のうち35名が進学を希望しており、各学校では都立高等学校定時制二次募集等、出願に向けての準備を行っているところでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○教育長（小林一己） 報告事項6についての説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので報告事項6についてはこれで終了をいたします。

続きまして、報告事項7「平成31年度昭島市学校給食費会計予算について」説明を求めます。

○学校給食課長（坂本忠司） 報告事項7「平成31年度昭島市学校給食費会計予算について」説明させていただきます。

お手元の資料、報告資料7「平成31年度昭島市学校給食費会計予算及び説明書の2枚目を御覧いただきたいと存じます。

平成31年度の昭島市学校給食費会計予算につきましては、第1条の歳入・歳出予算に定めております。予算の総額は歳入・歳出それぞれ4億2,727万1,000円対前年度比、385万6,000円、0.9%の減となっております。

それでは3枚目の1ページを御覧ください。第1表「歳入」でございますが、第1項給食費につきましては、各学校から提出いただいた給食実施日数などを勘案し、4億1,601万5,000円とし、対前年度比448万8,000円、1.1%の減となっております。

第2項給食費補助金につきましても給食の実施日数などを勘案し922万3,000円とし対前年度比6万8,000円、0.7%の減となっております。

第3項繰越金につきましては、平成30年度の支出状況から、200万円とし、対前年度比70万円、53.8%の増となっております。

第4項諸収入につきましては、平成30年度の実績から、3万3,000円とし、前年度と同額となっております。歳入合計では、4億2,727万1,000円となっております。

続きまして、「歳出」でございますが、第1項給食材料費につきましては、歳入

全てが給食の食材料を購入する費用となりますことから、歳入合計4億2,727万1,000円といたしております。

次に、2ページ予算説明書(1)歳入のうち、第1項給食費では共同調理場と自校給食校の調定見込額を、第2項給食費補助金では、1食当たりの補助金額を、第4項諸収入では、その内訳を説明欄に記載しております。

次に、3ページ(2)歳出では、平成30年度の実績から給食食材の品目ごとの購入見込額を説明欄に記載しております。

次に、4ページは現在の学校給食費の月額と、学校給食用補助金の小学校分の内訳を、5ページには学校給食用補助金の中学校分の内訳と総合計となっております。

次に6ページは、歳入予算の共同調理場、自校給食校別の内訳となっております。

以上、平成31年度の昭島市学校給食会計予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（小林一己） 報告事項7についての説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。特に御意見がないようですので報告事項7については以上で終了をいたします。

続きまして、報告事項8「昭島市デジタルアーカイブの公開について」説明を求めます。

○社会教育課長（伊藤雅彦） 報告事項8「昭島市デジタルアーカイブの公開について」御報告申し上げます。

既に広報あきしま等でも御紹介しております昭島市の歴史や魅力をいつでもどこでも誰にでも気軽に多様なデジタル手法で体感していただけるものでございます。

公開日は、3月16日に配信をいたしております。公開しておりますサイトの場所と閲覧方法を御説明します。御覧いただく方法ですが、パソコンやスマートフォン、タブレットなどからインターネット上で資料に記載されているサイトに入っただけであれば御覧いただくことができます。

また、資料にありますQRコードからも読み取っていただければすぐに御覧いただくことができます。

昭島市は、御承知のとおり水の恩恵を受けていることから、水のまち昭島をイメージし、メインテーマを「あきしま 水と記憶の物語」とし、サイト全体を構築しました。サイト内は大きく分けて3つ、時間軸で時代をたどる方法と、空間軸として地図でたどる方法、そして詳しく知りたい言葉で探すエリアで分かれており、どのエリアからもすべてのコンテンツにたどり着くことができます。

4の内容でございますが、映像や高精細画像3D画像など、さまざまな手法で教育委員会がこれまで発行してきた書籍などもテキスト化してございます。これまで1年間に制作してきたものを今回公開させていただきました。

5番の今後の公開予定ですが、文化財行政としての大切な過去を研究・検証して伝えていくことと、現在を100年後、200年後に伝えていく2つの大切な柱がございます。今後も過去と現在という両足にしっかりと重心を置き、昭島市の歴史的事実や生活様式などを魅力を含めて発信してまいります。

以上、御報告申し上げます。

○教育長（小林一己） 報告事項8の説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。

いかがでしょうか。

白川委員いかがでしょうか。

○委員（白川宗昭） 本当に短期間で調べるものをわかりやすくまとめていただいたということで、非常に敬意を表する次第でございます。この3つの歴史の区分というのは、これは本当にすばらしいことだと、これだけ3つあればいろんなことがこれでわかるんじゃないかなというふうに思います。これからもっともっとコンテンツを広げていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。ぜひこの方向でしっかりとやっていっていただきたいとよろしく願いいたします。よくできました。

○教育長（小林一己） ありがとうございます。特にほかにはよろしいですか。以上で報告事項8を終了いたします。

続きまして、報告事項9「教育福祉総合センターの愛称の募集について」説明を求めます。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） それでは報告事項9「教育福祉総合センターの愛称の募集について」御報告いたします。

資料を御覧ください。教育福祉総合センターの開館を1年後に控え、この施設が多くの人に親しみを持って御利用いただけるよう、ここで愛称を募集いたします。

募集作品の内容ですが、施設の特徴を表したもの、また、覚えやすく親しみやすいものいたします。応募資格につきましては、市内在住、在勤、在学の方とし、募集期間につきましては、4月15日から5月15日までの1カ月間いたします。

募集の方法ですが、資料2枚目の別紙を御覧ください。愛称募集のチラシの案でございます。こちらを市のホームページからもダウンロードできるほか、市内公共施設の窓口で配布をいたします。裏面が応募用紙となりますので、必要事項を記入し、メール、ファックス、郵送、持参のいずれかの方法で御提出していただきたいと思っております。応募いただいた中から、市において審査のうえ採用作品を決定し、広報あきしま及びホームページで発表いたします。こちらにつきましては、7月を予定しております。

周知の方法につきましては、4月15日号の広報あきしま及びホームページに掲載いたします。

以上、簡略な説明で恐縮ですが、御報告させていただきます。

○教育長（小林一己） 報告事項9の説明が終わりました。本件に対する意見等をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員（紅林由紀子） いよいよ愛称募集なんだなというふうに思って感慨深い感じがするんですけども、今のホームページと、窓口の配布ということがありましたけれども、特にポスターとかはつくられたりしないんですかね。結構、子どもたちにも話したりするとすごく喜ぶというか、わくわくしたりとか、クジラの実物大の骨が吊り下げられて電車から見えるんだよとか言うと、「おー」というような歓声を結構言うので、子どもたちにも応募してもらいたいかなと思う気持ちもあり、ちょっとこの入手方法だと、少し子どもと接点が少ないかなという気持ちはあるのですが、何かそんなすばらしい印刷したポスターじゃなくてもいいんですけども募集していますよみたいなものを学校に貼り出してもらおうとか、図書館は貼り出すんだとは思いますが、目にする場所を増やしていただけたらどうかなというふうにちょっと感じました。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） こちらはチラシを置く以外にポスターのほうの掲示を予定しております。場所につきましても今御意見をいただきましたので、学校のほうに御相談させていただきながら設置させていただきたいと思っております。

○委員（白川宗昭） 集まってから審査と書いてあって、市において審査の上、採用、作品を決定しますと書いてあるんですけども、これは市においてというのはどういうことなんですか。市民とか交えた委員会みたいなものをつくってそこで決めていくのか、同じものがたくさんあったらそれにするとか、あるいは市のほうで決めていくのか、いかがでしょうか。

○教育福祉総合センター建設室長（岡本匡弘） 今、このセンターの庁内検討委員会というのがございますので、その中で応募いただいた中から審査をして、その施設にふさわしい愛着を持てるようなということで、その中で選定をしていきたいというふうに思っております。

○委員（紅林由紀子） 今のお話なんですけれども、結構ネーミングというのは、商品とかいろいろなものについてはすごく大きな役割を果たすものなので、お金をかけられないのかもしれないんですけども、本当だったら代理店を使ったほうがいくらいなというか、ちょっと大げさかもしれないんですけども、もう少し何か、あるいはそれを決めるに当たって市民を巻き込むとか、決めていく過程での動き自体でやっぱりもっと市民を巻き込んでいくみたいな、そういったことも考えられたらどうかなと、ちょっともったいない、せっかくこれだけの大きい施設の名前を決めるのに、わりとちょっと申しわけないんですけどちょっとクローズド的な部分で、もちろん最終的にそれをこれでいいかみたいなことは検討される

のはもちろん市の中でやられるのは重要だと思うんですけども、その過程というのをもう少しステップを考えられたらどうかというふうに思いますがいかがでしょうか。

○生涯学習部長（山口朝子） 今、委員さんのほうから意見をいただいております。この施設、大きな施設で、その前の「あいぽっく」なんかも、「あいぽっく」の募集の仕方を踏襲してやっております。「あいぽっく」と全く同じような形でやっております。今、庁内検討委員会の中で検討していくというお話をいたしました。庁内検討委員会のメンバーは、この施設に入る基本的には管理職が中心になっておりますので、やっぱりこの施設には強い愛着を持っております。最初の段階からつくり上げてきたメンバーでございますので。なので、どういう方がどういう応募をさせていただくかわかりませんし、応募数もどのぐらいになるかわかりませんが、先ほど得票数が高いのがあれなのかというのも含めまして、ちょっと庁内検討委員会の中で検討させていただきたいと思っております。そのあと、私どものほうで市の政策の最高決定機関である庁議のほうでそれを最終的には決定してまいりたいと思っておりますが、その制作の過程という所にプロを入れるかという所に関しましては、私どものほうではプロは入れないというふうに今のところ考えておりますので御理解いただきたいと思っております。

また決まった際には、それをどう決めたかを含めまして市民の皆様には公表をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員（白川宗昭） 私も先生がおっしゃったように、市民の人からの意見というものも愛着を持っていただくという意味においても必要なのかなと思ったわけですけども、例えば、集めた中から5つとか10 ことか選んで、最終的に何かそのところで市民の意見を聞くような、5つぐらいでもいいんですけど、何かそんなことをちょっと入れるとイベントとしても面白いんじゃないのかなと、そういう感覚なんですけど御検討いただければ幸いです。

○委員（氏井初枝） 私も二人の委員さんの意見に賛成です。今の部長さんのお話を伺って、そういうような過程の中で決まっていくということは理解できたんですけども、二人の委員さんの意見を伺って、私がイメージしたのはオリンピックのマスコットを決めるときに、やりましたよね。だから何かもし再考できる余地があるのであればそのようなこと、今白川委員がおっしゃったようにいくつか絞るのはその委員会でやっていただいて、その絞った中から投票するとか、何かそういうちょっとお楽しみの部分、市民が参加するお楽しみの部分があるとすごく盛り上がって愛着を持っていただくことができるんじゃないかなということを感じました。

以上です。

○教育長（小林一己） 委員さんの方からさまざまな御意見をいただきました。教育委員会あるいは市としても、公募という手段をとった以上、これはやはり市民の皆様の御意見、考え方を十分吸収した上で決定すると、そういうふうな理解をしてお

ります。今後、先ほど部長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども今後検討委員会のほうで、この決定までの取扱いについては検討するというような話をいたしましたので、検討はいたしますけれども、ただ、趣旨として公募という部分に私どもは重きをおいている、それだけは御理解をいただきたいと思っております。

それでは、報告事項9についてはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項9は以上で終了いたします。続きまして、報告事項10「昭島市教育委員会関係行事予定について」及び報告事項11「昭島市公民館主催事業について」は資料配付のみとさせていただきますが、意見等があればよろしくお願ひいたします。

よろしいですか。

それでは「その他」といたしまして、委員さんから何かあればお願ひいたします。

特にはないようですので、次回の教育委員会等の日程について事務局より説明をお願ひいたします。

○庶務課長（加藤保之） 次回の平成31年第4回教育委員会定例会は、平成31年4月18日木曜日、午後2時30分から市役所庁議室において開催いたします。

○教育長（小林一己） 次回の定例会は4月18日午後2時半から庁議室において開催いたしますのでよろしくお願ひいたします。

なお、4月1日、教職員の辞令交付式がありますので対応方よろしくお願ひいたします。

それでは以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。平成31年昭島市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上

年 月 日

署 名 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

調 整 担 当